

【参考】新旧比較表（土木設計業務等共通仕様書）

新：土木設計業務等共通仕様書(R8.2)	旧：土木設計業務等共通仕様書(R7.2)																								
<p>第6110条 成果物</p> <p style="text-align: center;">表 6.1.1 環境影響評価成果物一覧表</p> <table border="1" data-bbox="309 293 925 547"> <thead> <tr> <th>成果物</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>計画段階配慮書(案)</td> <td>※2</td> </tr> <tr> <td>環境影響評価報告書一式</td> <td>※1</td> </tr> <tr> <td>方法書(案)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>準備書(案)</td> <td>※2</td> </tr> <tr> <td>評価書(案)</td> <td>※2</td> </tr> <tr> <td>評価書の補正等</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	成果物	摘要	計画段階配慮書(案)	※2	環境影響評価報告書一式	※1	方法書(案)		準備書(案)	※2	評価書(案)	※2	評価書の補正等		<p>第6109条 成果物</p> <p style="text-align: center;">表 6.1.1 環境影響評価成果物一覧表</p> <table border="1" data-bbox="1261 320 1899 512"> <thead> <tr> <th>成果物</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>環境影響評価報告書一式</td> <td>※1</td> </tr> <tr> <td>方法書(案)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>準備書(案)</td> <td>※2</td> </tr> <tr> <td>評価書(案)</td> <td>※2</td> </tr> </tbody> </table>	成果物	摘要	環境影響評価報告書一式	※1	方法書(案)		準備書(案)	※2	評価書(案)	※2
成果物	摘要																								
計画段階配慮書(案)	※2																								
環境影響評価報告書一式	※1																								
方法書(案)																									
準備書(案)	※2																								
評価書(案)	※2																								
評価書の補正等																									
成果物	摘要																								
環境影響評価報告書一式	※1																								
方法書(案)																									
準備書(案)	※2																								
評価書(案)	※2																								
<p>第6406条 道路予備設計(B)</p> <p>1. 業務目的 道路予備設計(B)は道路予備設計(A)、或いは同修正設計により決定された中心線に基づいて行われた実測路線測量による実測図を用いて、第1206条設計業務の内容第3項の業務のうち、図上での用地幅杭位置を決定することを目的とする。</p>	<p>第6406条 道路予備設計(B)</p> <p>1. 業務目的 道路予備設計(B)は道路予備設計(A)、或いは同修正設計により決定された中心線に基づいて行われた実測路線測量による実測図を用いて、第1206条設計業務の内容第4項の業務のうち、図上での用地幅杭位置を決定することを目的とする。</p>																								
<p>第6408条道路詳細設計</p> <p>(5)道路付帯構造物設計 受注者は、一般構造物[擁壁(小構造物を除く)、函渠、特殊法面保護工、落石防止工等をいう。]及び、管渠(応力計算が必要なもの)、溝橋、大型用排水路(幅2m超かつ延長100m超)、地下道、取付道路(幅3m超かつ延長30m超)側道、階段工(高さ3m以上)等については、設計図書に基づき現場条件、設計条件に合致するよう設計するものとする(照明施設は除く)。なお、一般構造物は、設計図書に基づき第6424条一般構造物詳細設計に準ずるものとする。</p> <p>(6)小構造物設計 受注者は、前項に定める以外で原則として応力計算を必要とせず標準設計図集等から設計できるもので、石積またはブロック積擁壁、コンクリート擁壁(高さ2m未満)、管渠、側溝、街渠、法面保護工、小型用排水路(幅2m以下または延長100m以下)、集水柵、防護柵工、取付道路(幅3m以下または延長30m未満)、階段工(高さ3m未満)等を設計するものとする。なお、必要に応じ展開図を作成するものとする。</p>	<p>第6408条道路詳細設計</p> <p>(5)道路付帯構造物設計 受注者は、一般構造物[擁壁(小構造物を除く)、函渠、特殊法面保護工、落石防止工等をいう。]及び、管渠(応力計算が必要なもの)、溝橋、大型用排水路(幅2m超かつ延長100m超)、地下道、取付道路(幅3m超かつ延長30m超)側道、階段工(高さ3m以上)等については、設計図書に基づき現場条件、設計条件に合致するよう設計するものとする。なお、一般構造物は、設計図書に基づき第6424条一般構造物詳細設計に準ずるものとする。</p> <p>(6)小構造物設計 受注者は、前項に定める以外で原則として応力計算を必要とせず標準設計図集等から設計できるもので、石積またはブロック積擁壁、コンクリート擁壁(高さ2m未満)、管渠、側溝、街渠、法面保護工、小型用排水路(幅2m以下または延長100m以下)、集水柵、防護柵工、取付道路(幅3m以下または延長30m未満)、階段工(高さ3m未満)等を設計するものとする(照明施設は除く)。なお、必要に応じ展開図を作成するものとする。</p>																								

【参考】新旧比較表（土木設計業務等共通仕様書）

新:土木設計業務等共通仕様書(R8.2)	旧:土木設計業務等共通仕様書(R7.2)
<p>第6704条 山岳トンネル詳細設計 2)トンネル断面及び支保工の設計 受注者は、予備設計において選定された適用断面について、その後の調査及び検討結果を考慮して、適用断面の妥当性の確認を行うとともに支保工の構造及び規模を選定するものとする。特に、坑口付近、断層、破砕帯等土圧の変化が予想される箇所、地表または近接して構造物がある場合、かぶりの薄い場合等は安全性、施工性を考慮して、補助工法の併用も考慮した断面及び支保工の検討を行うものとする。ただし、断面、支保工及び補助工法の検討は、類似トンネルの施工例等の既往資料を基に行うことを基本とする。なお、受注者は、設計図書に基づき、構造計算(FEM解析等)及び補助工法の設計を行うものとする。</p> <p>なお、切羽の自立が悪い場合に適用される支保パターンDI-a 以下では原則として鏡吹付けを実施することについて図面等の設計図書に記載することとする。</p> <p>また、支保パターンCⅡ-b 以上の場合であっても、以下のア～ウのいずれかの事項が発生することが懸念される場合には鏡吹付けの実施について検討する必要があることについて図面等の設計図書に記載することとする。</p> <p>ア 鏡面から岩塊が抜け落ちる イ 鏡面の押出しを生じる ウ 鏡面は自立せず崩れあるいは流出</p>	<p>第6704条 山岳トンネル詳細設計 2)トンネル断面及び支保工の設計 受注者は、予備設計において選定された適用断面について、その後の調査及び検討結果を考慮して、適用断面の妥当性の確認を行うとともに支保工の構造及び規模を選定するものとする。特に、坑口付近、断層、破砕帯等土圧の変化が予想される箇所、地表または近接して構造物がある場合、かぶりの薄い場合等は安全性、施工性を考慮して、補助工法の併用も考慮した断面及び支保工の検討を行うものとする。ただし、断面、支保工及び補助工法の検討は、類似トンネルの施工例等の既往資料を基に行うことを基本とする。なお、受注者は、設計図書に基づき、構造計算(FEM解析等)及び補助工法の設計を行うものとする。</p>
<p>第6803条 橋梁予備設計 (4)橋梁形式比較案の選定 受注者は、橋長、支間割の検討を行い、架橋地点の橋梁としてふさわしい橋梁形式数案について、構造特性、施工性、経済性、維持管理、環境との整合など総合的な観点から技術的特徴、課題を整理し、評価を加えて、監督員と協議のうえ、設計する比較案をプレキャストを含む3案以上選定するものとする。</p>	<p>第6803条 橋梁予備設計 (4)橋梁形式比較案の選定 受注者は、橋長、支間割の検討を行い、架橋地点の橋梁としてふさわしい橋梁形式数案について、構造特性、施工性、経済性、維持管理、環境との整合など総合的な観点から技術的特徴、課題を整理し、評価を加えて、監督員と協議のうえ、設計する比較案3案選定するものとする。</p>
<p>第6902条 道路防災カルテ点検 1. 業務目的 道路防災カルテ点検は、過年度に作成された道路防災カルテを用いて、設計図書に基づいた条件で、防災カルテを用いた点検及び防災カルテの修正を行うことを目的とする。</p>	<p>第6902条 道路防災カルテ点検 1. 業務目的 道路防災カルテ点検は、発注者より貸与される道路防災カルテを用いて、設計図書に基づいた条件で、防災カルテを用いた点検及び防災カルテの修正を行うことを目的とする。</p>
<p>第6903条 橋梁定期点検 1. 業務目的 橋梁定期点検は、橋梁利用者や第三者への被害の回避、落橋など長期にわたる機能不全の回避、長寿命化への時宜を得た対応などの橋梁に係る維持管理を適切に行うため、道路橋の最新の状態を把握するとともに、次回の定期点検までの措置の必要性の判断を行ううえで必要な情報を得ることを目的とする。</p>	<p>第6903条 橋梁定期点検 1. 業務目的 橋梁定期点検は、安全で円滑な交通の確保、沿道や第三者への被害の防止を図るための橋梁に係る維持管理を効率的に行うために必要な基礎資料を得ることを目的とする。</p>
<p>2. 業務内容 2)実施計画書 ・・・ 実施体制については、橋梁検査員等からなる適切な点検作業班を編成するものとする。</p>	<p>2. 業務内容 2)実施計画書 ・・・ 実施体制については、橋梁点検員・点検補助員等からなる適切な点検作業班を編成するものとする。</p>

【参考】新旧比較表（土木設計業務等共通仕様書）

新:土木設計業務等共通仕様書(R8.2)	旧:土木設計業務等共通仕様書(R7.2)
<p>(3)橋梁検査員 受注者は、業務の実施にあたって橋梁検査員を定め監督員に提出するものとする。なお、橋梁検査員は、客観事実としての部材毎の損傷程度の評価や外観性状の記録、作業の安全管理等に適正な能力を有し、データの収集及び記録を適正に行うために必要な橋梁の設計、施工又は維持管理に関する知識を有する者とする。</p>	<p>(3)橋梁点検員 受注者は、業務の実施にあたって橋梁点検員を定め監督員に提出するものとする。なお、橋梁点検員は、橋梁に関して十分な知識と実務経験などを有するものとする。</p>
<p>(4)定期点検 受注者は、次の項目について点検及び資料の作成を行うものとする。 1)近接目視点検 点検は近接目視・打音・触診以外の方法も含めて、目的に照らして部材等の状態の客観事実を的確に把握することができる適切な方法により点検を行うものとする。また、必要に応じて機械・器具を用いる場合は、それらの機器及び使用範囲等について調査職員と協議するものとする。</p>	<p>(4)定期点検 受注者は、次の項目について点検及び資料の作成を行うものとする。 1)近接目視点検 点検は近接目視を原則とし、必要に応じて橋梁点検車又はリフト車等の近接手段を用いて点検を行うものとする。また、必要に応じて機械・器具を用いる場合は、それらの機器及び使用範囲等について調査職員と協議するものとする。</p>
<p>3)定期点検結果の記録 定期点検結果をもとに、定期点検要領に定める点検記録様式を作成するものとする。</p>	<p>3)定期点検結果の記録 定期点検結果をもとに、定期点検要領に定める点検調書を作成するものとする。</p>
<p>第6904条成果物 受注者は、次の各号について成果物を作成し、第1117条成果物の提出に従い、2部提出するものとする。 ・・・ (2)橋梁定期点検 定期点検及び第三者被害予防措置における点検調書及び特記仕様書によるものとする。 なお、記録様式については、全国道路施設点検データベース(橋梁)へ登録すること。</p>	<p>第6904条成果物 受注者は、次の各号について成果物を作成し、第1117条成果物の提出に従い、2部提出するものとする。 ・・・ (2)橋梁定期点検 定期点検及び第三者被害予防措置における点検調書及び特記仕様書によるものとする。</p>